

第5章 大蔵省機構の充実の推移

昭和50年度以降の大蔵省機構の推移は、それまでの経済自由化に次ぐ経済国際化に即した充実化の時期であり、形を整えるというよりも事態即応の機動性をもった方向へと変わった。したがって部局や分課に大きな変化はなく、また職員数を増すこともなかったが、特別な職務が従前よりもさらに増大することになった。質の充足によって急増する分掌事務をこなす過程でもあった。50年5月の大蔵省職員定数規程による定数は本省2万4,614、外局5万2,440で、63年4月のそれは本省2万2,567、外局5万3,519であって、外局すなわち国税庁の職員増加が国税徴収のための状況を示すものとすれば、本省の人員削減は注目すべきものとしなければならない。この間の大蔵省の仕事の量的増大を諸指標によって示しておこう。50年度から63年度の間、予算は21兆2,888億円から56兆6,997億円へ2.7倍増し、国税予算は17兆7,440億円から46兆4,112億円へと2.6倍増し、財政投融资計画は9兆3,100億円から29兆6,140億円へと3.2倍増し、国債発行計画（新規）は2兆円から8兆8,410億円に変わり、貿易額は輸入で582億ドルから1,940億ドルへ3.3倍も増大した。国債発行は63年度計画は圧縮過程にあり、それまでの計画急増を配慮すれば、これらの指標の増大は前期に引続く著しさであり、それを前期に続く機構で事務処理を果たしたわけである。

第1節 本省機構の推移

1 内部部局の推移

(1) 昭和50年の組織状況

昭和50年の本省の内部部局は大臣官房と主計、主税、関税、理財、証券、銀行、国際金融の7局で構成され、銀行局には保険部と検査部が置かれた。特別な職として本省に財務官1人、大臣官房に官房長、日本専売公社監理官1人、主計局に次長3人、理財局に次長2人、国際金融局に次長1人が置かれた。分課として大臣官房は秘書、文書、会計、地方、調査企画の5課と厚生管理官、財務考査管理官、資料統計管理官、日本専売公社副監理官各1人と審議官13人、参事官6人を、主計局は総務、司計、法規、給与、共済、調査の6課と主計官12人、主計監査官2人を、主税局は総務、税制第一、税制第二、税制第三、国際租税の5課を、関税局は総務、企画、国際第一、国際第二、監視、輸出、輸入、管理の8課と税関考査管理官1人を、理財局は総務、国庫、国債、資金第一、資金第二、地方資金、資金管理、国有財産総括、国有財産第一、国有財産第二、国有財産審査、管理、特別財産の13課を、銀行局は総務、銀行、特別金融、中小金融の4課と金融制度調査官、財蓄奨励官各1人、保険部の保険第一、保険第二の2課、検査部の管理、審査の2課を、国際金融局は総務、企画、国際機構、調査、短期資金、外資、投資第一、投資第二、投資第三の9課を置いた。

また特別な職として大臣官房に企画官6人内、大臣官房の秘書課に人事専門官1人、文書課に能率専門官1人、広報室長、会計課に営繕専門官1人、調査企画課、資料統計管理官に調査統計官17人内、研究分析官2人内、大臣官房に財務考査官4人内を置き、主計局に主計企画官1人、予算実地監査官6人内、給与調査官1人、共済計理官1人、共済監査官1人、総務課に予算分析管理室

長と主任予算分析専門官4人内を置き、主税局に主税企画官1人を、関税局に関税参事官1人、税関考査官4人内を、理財局に鑑定参事官1人、宿舍建設専門官1人、国有財産監査官13人内、国有財産鑑定官3人内、訟務専門官2人内と国有財産総括課に国有財産監査官室長を置き、証券局に証券監査官8人内、証券検査官38人内を、銀行局保険部に保険計理官3人内、銀行局に地震保険監査官3人内、銀行局検査部管理課に金融検査官室長、銀行局検査部に金融検査官79人内を、国際金融局企画課に為替検査官室長、国際金融局に為替検査官22人内を置いた。

附属機関は造幣局、印刷局、税関研修所、財務研修所、会計事務職員研修所、関税中央分析所で、造幣局に総務、作業管理、製造の3部と病院並びに支局、出張所を、印刷局に総務、業務、製造の3部と附属機関、出張所を置いた。さらに分課として造幣局では総務部に総務、職員、会計、業務の4課と厚生管理官1人を、作業管理部に技術第一、技術第二、企画の3課と研究室を、製造部に庶務、よう解、貨幣第一、貨幣第二、装金、試験製錬、工作の7課を、造幣局東京支局に総務、会計、業務、よう解、貨幣、装金、試験製錬、工作の8課と厚生管理官1人、病院を、造幣局広島支局に総務、会計、よう解、貨幣第一、貨幣第二、試験、工作の7課と厚生管理官1人、病院を、造幣局熊本出張所に庶務、作業の2課を置き、印刷局では総務部に総務、人事、職員、会計の4課と厚生管理官1人を、業務部に業務、図書、官報、資材の4課を、製造部に技術、印刷、製紙の3課と施設管理官、工芸管理官各1人を置き、関税中央分析所に庶務課を置いた。

特別な職として造幣局の総務部に調査官4人、作業管理部の研究室に研究官5人内、製造部に技術長1人、装金課に工芸指導官3人内、病院に病院長、副院長1人、造幣局東京支局に次長1人、造幣局広島支局に監理官1人を置き、印刷局の総務部に次長1人、首席監査官1人、調査企画官2人、業務部に製紙原料管理官1人、製造部に図書印刷管理官1人、研究所に研究所長、副所長1人、研究官4人内、また滝野川、小田原、静岡、彦根、虎の門、王子、岡山の

7工場に工場長、静岡、彦根を除く各工場に次長各1人、教習所に教習所長、東京病院と小田原病院に各病院長、副院長1人を置き、税関研修所の税関研修所長、支所長の外に教務課長1人、支所に幹事8人内、研修課長9人内、研修所を通して教官15人内を置き、財務研修所の財務研修所長、支所長の外に副所長、教務課長各1人、支所に幹事、研修課長各10人内と研修所を通して教官15人内を置き、会計事務研修所の会計事務研修所長の外に教頭1人を置き、関税中央分析所の関税中央分析所長の外に分析官12人内を置いた。

(2) 内部部局の推移

本省内部部局の大臣官房と7局の構成は対象期間を通じて変わらず、次長制についても変わらなかったが、60年の日本専売公社の廃止に伴って日本専売公社監理官も廃止された。また分課では課の設置は大臣官房、主計、主税、関税の4局で変化はなかったものの、理財局では59年に特別財産課を廃して国有財産鑑定課を置き、銀行局では53年に金融制度調査官を調査課に改め、国際金融局では61年に大幅の組織替えで、総務、企画、国際機構、調査、短期資金、外資、投資第一、投資第二、投資第三の9課を総務、金融業務、国際機構、調査、為替資金、国際資本、開発政策、開発機関、開発金融の9課とした。しかし、組織としては大臣官房で文書課の広報室が保持された外、53年に資料統計管理官、日本専売公社副監理官を廃し、62年に財務考査管理官を廃した。一方では54年に調査企画課に財政金融研究室を置き、60年の財政金融研究所設立まで存続させ、61年に秘書課に財務官室を、62年に地方課に財務考査管理室を置くことにした。主計局では総務課の予算分析管理室を53年に予算会計事務管理室に改め、さらに63年に予算事務管理室に改めた。関税局では53年に総務課に電算機通関管理室を置き、61年に事務管理室に拡充し、63年に税関考査管理官に代えて管理課に税関考査管理室を置いた。理財局では国有財産総括課の国有財産監査官室が保持された外、59年に国有財産第二課に特別財産室、61年に総務課に調査室、たばこ塩事業室を置いた。証券局業務課に63年に投資管理室が

置かれた。銀行局検査部管理課の金融検査室と国際金融局業務課の為替検査室は保持された。

特別な職についてはかなりの変更があるので、局ごとに、職務ごとにその推移を見よう。まず大臣官房では企画官6人内としたのを、51年以降逐年11人内、14人内、19人内、21人内、23人内と改め、55年以降はそれを保持した。また55年に設置した専門調査官3人内は、56年に5人内、57年に7人内に改められた。文書課には57年に国会連絡調整官1人を置き、会計課には51年に会計調査官1人、55年に会計管理官1人を置いたが、調査企画課では調査統計官17人内を51年に14人内とし、60年に9人に減じ、研究分析官も2人を1人とした。なお官房の財務考査官4人は62年に5人に改められた。

主計局では主計官、主計監査官、そして予算実地監査官、給与調査官、共済計理官、共済監査官について人員に変更はなかったが、共済計理官、共済監査官は52年以降共済課所属となった。主計企画官は54年に2人に増員され、総務課では主任予算分析専門官4人内が54年に5人内に改められ、63年に主任予算事務専門官に改められるとともに57年に設置された上席予算分析専門官も上席予算事務専門官に改められた。57年には上席会計事務分析専門官1人、主任会計事務分析専門官5人内が置かれたが、63年に廃止された。また共済課には51年に共済調査官1人を置いた。

主税局では51年に主税企画官を廃止し、54年に総務課に主税調査官1人を置いた。

関税局では税関考査管理官と税関考査官9人内の条件を保持したが、税関考査管理官を63年に廃して、国際第一課に税関企画官1人を置くことにし、また58年以降輸入課に関税分類調査官1人を置いた。

理財局では宿舎建設専門官、国有財産鑑定官、訟務専門官の人員は変わらなかったが、宿舎建設専門官は51年から国有財産第一課の所管となった。国有財産監査官13人内は54年に12人内、61年に11人内に減員された。国債課に53年に国債調査官1人、資金第一課に52年に資金調査官1人、地方資金課に57年に地

方資金調査官1人、資金管理課に59年に資金管理調査官1人、国有財産総括課に54年に国有財産調査官1人、59年に国有財産第二課にも国有財産調査官1人が加えられ、61年には国有財産監査官の振り替えで上席国有財産監査官1人が置かれた。なお鑑定参事官は国有財産鑑定課設置に合わせて59年に廃止された。また専売公社監理官廃止後の措置として、61年からたばこ塩業審議官1人が置かれることになった。

証券局では証券監査官を52年に企業財務課の所管とし、54年に上席証券監査官設置に1人を振り替えて7人内とした後、55年には16人内に増員した。また証券検査官も52年に検査課の所管とし、上席証券検査官設置に1人を振り替え、53年には2人内の振り替えとし、さらに58年に3人内の振り替えで35人内に改めた。

銀行局では保険計理官、地震保険監査官の人員は変わらなかったが、52年に保険計理官は保険部保険第一課、第二課の所属に、地震保険監査官は保険部保険第二課の所属に改められた。貯蓄奨励官は54年に組織令から組織規程に移されて、総務課の所属となり、61年に廃止された。金融検査官は79人内を51年に上級金融検査官設置に3人内を振り替え、52年に4人内を、54年に5人内を、55年に6人内を振り替えて73人内とした後、59年に75人内に、61年に76人内に増員し、62年に7人内の振り替えで75人内に改めた。総務課に55年に金融調査官1人、60年に金融取引管理官、金融取引副管理官各1人、金融情報処理官1人を加えた。

国際金融局では為替検査官22人内を51年に23人内とし、52年には企画課の所属とするとともに上席為替検査官を置いて1人を振り替え、55年には2人内に改め、61年に所属を金融業務課に改めた後、63年に3人内に増員して20人内に改めた。また61年には為替資金課に資金運用調査官1人を置いた。

なお、本省に置かれた大蔵省顧問若干人は保持され、大蔵省参与1人は57年に若干人に改められ、57年には大蔵省参事が設けられて若干人とされた。

(3) 附属機関等の推移

附属機関は58年以降は施設等機関と特別な機関とに分けられ、前者には60年から財政金融研究所を置いて財務研修所を吸収し、62年に会計事務職員研修所は会計センターに変わって組織が拡充された。

(A) 造幣局

造幣局は総務、作業管理、製造の3部と病院、東京支局、広島支局、熊本出張所の基本体制が続いたが、59年に病院を診療所とし、熊本出張所を廃止した。

総務部の分課は総務、職員、会計、業務の4課と厚生管理官であったのが、57年以降経営調査管理官、環境安全管理官各1人を加え、また調査官4人内を55年に3人内とし、57年に首席監査官1人と監査官2人内に改め、59年に病院を診療所として総務部の所管とした。また53年以降次長1人を置くことにした。

作業管理部の組織は変わらなかったが、製造部は拡充した。すなわち、51年に極印課を加え、工芸指導官3人内を置き、53年に工芸管理官1人を置くことにした。

東京支局の分課は51年により解課を検定課に、53年に試験製錬課を試験課に改め、55年に業務計画官1人を加え、57年に病院を診療所とした。広島支局の分課は53年に作業管理課を加え、57年に病院を診療所に変えた。熊本出張所は、庶務、作業の2課を57年に作業課だけに縮め、58年かぎり廃止した。

(B) 印刷局

印刷局は総務、作業、製造の3部と附属機関、出張所の基本は変わらなかったが、5出張所を59年に3出張所に整理した。

総務部の分課は総務、人事、職員、会計の4課と厚生管理官1人であったのを、53年に電子計算管理官1人、53年に環境安全管理官1人、55年に経営調査管理官1人を加えた。一方、調査企画官2人内としたのを51年に3人内としたが、53年に1人に減じた。

作業部、製造部の分課等に変更はなく、研究所の組織も変わらなかった。7工場の作業内容も変わらなかったが、小田原、虎の門、王子、岡山に置いた次長を、51年に滝野川、小田原各2人、52年に彦根、53年に静岡各1人に追加変更した。59年に松山、池田両出張所を廃止した。

(C) 施設等機関

税関研修所の組織は一部修正され、55年に支所の幹事8人内が9人内に改められた。また関税中央分析所の組織は60年に庶務課を総務課に替え、53年に首席分析官を置くことにし、61年に分析官を1人加えた。

財務研修所の組織は53年に支所の研修課長を1人増員したに止まっていたが、60年の財政金融研究所設置に際してこれに吸収された。

財政金融研究所は60年に総務室と研究、情報システム、研修の3部で発足し、研究部に総括主任研究官1人、主任研究官3人内、情報システム部に主任調査官4人内を置き、研修部に企画、教務の2課と研修支所に幹事10人内、研修課長11人内、教官14人内を置いた。また研究所に顧問若干人置くこととした。62年に研究部の主任研究官を5人内、情報システム部の主任調査官を5人内に増員した。

会計事務職員研修所の組織は所長と教頭1人としていたのを、55年に所長と副所長、教務長各1人に改めた後、62年に組織、名称を変更して会計センターとし、所長と次長1人のもとに総務室と管理運用、会計管理、研修の3部を置くことに拡充し、主任会計事務専門官を会計運用部に3人内、会計管理部に1人置き、研修部には企画、教務の2課を置いた。

2 地方部局の推移

(1) 財務局

50年度の財務局の構成は10財務局、42財務部、16出張所で、その組織は、財務局に総務、理財、管財の3部を置き、関東は管財第一部と管財第二部とした。関東、近畿、東海に首席財務局考査官を、各局を通じて財務局考査官11人

内を置き、関東、近畿に首席財務局監察官を、各局を通じて財務局監察官10人以内を置き、東京、新潟（関東2人）、大阪、京都（近畿2人）、札幌、名古屋、広島、福岡の各証券取引所に取引所監理官を、東京、大阪、名古屋には取引所副監理官を置いた。総務部には総務、経理の2課、理財部には主計、理財、金融、融資、経済調査の5課、管財部には総括、宿舎、普通財産調整、直轄財産、徴収の5課を置いたが、総務部については、関東、近畿、東北、東海、中国に人事課を、関東、近畿には厚生課を、近畿、東海には財務広報官を置き、理財部については、関東、近畿、東北、東海、中国、南九州では主計課を主計第一課と主計第二課とし、関東には主計第三課を、関東、近畿、東海には証券課、証券検査課を、関東、近畿、東北、東海、中国には金融検査課を置き、管財部については関東に管財総務課を、北陸、四国に普通財産調整課に代る管財課を、関東、近畿、東海、中国に指導課を、関東に特別財産課を、北海道、東北、北九州、南九州に直轄財産課を、関東、近畿、東海、中国には直轄財産第一課と直轄財産第二課を、関東には徴収課に代り訟務課を置き、関東の管財第二部には宿舎、宿舎建設第一、宿舎建設第二、徴収の4課を置いた。

次長制については総務部で関東に1人、理財部で関東、近畿、東海に各2人、東北、中国、北九州に各1人、管財部で関東、近畿に各2人、北海道、東北、東海、中国、北九州に各1人と関東の管財第二部に1人を置いた。専門官制については、総務部で関東に電算機専門官1人、理財部で主計課に統括予算実地監査官16人内、予算実地監査官182人内、統括共済監査官5人内、共済監査官45人内を、近畿財務局に為替検査官4人内、理財課、証券課、証券検査課に証券監査官19人内、証券検査官180人内を、金融課、金融検査課に金融検査官234人内を、融資課に統轄資金審査官10人内、資金審査官67人内、統轄資金管理官10人内、資金管理官64人内を、経済調査課に経済調査官44人内を置き、管財部で関東の管財総務課に電算機専門官1人を、宿舎課に（関東を除く）宿舎管理専門官12人内、宿舎建設専門官32人内を、徴収課等に訟務専門官17人内を、首席国有財産監査官10人、国有財産監査官83人内、首席国有財産鑑定官10

人、国有財産鑑定官148人内を置いた。財務部は関東に9、近畿に5、北海道に6、東北に5、東海に3、北陸に2、中国に4、四国に3、北九州に2、南九州に3を配した。

財務部の組織は総務、財務、理財、管財の4課制で、管財課については、4課制を2、3課制を4、2課制を14の財務部がとり、横浜に宿舍課、横浜、千葉、京都、神戸に徴収課を置いた。また横浜、千葉、浦和、前橋、新潟、京都、神戸、静岡、岡山、長崎に次長各1人を置き、財務課に司計調査官42人以内を置いた。

また、財務局又は財務部の出張所は関東6、近畿1、東北1、東海2、中国3、北九州2、南九州1の計16とした。

続いて50年度以降の推移を見よう。この時期の最大問題は50年代後半の行政改革による機構整備での財務局の統廃合であろう。54年12月の閣議決定により、55年3月に「地方支部局の整理再編について」が決まり、56年4月から北九州財務局と南九州財務局を統合して九州財務局とし、新たに福岡財務支局を設置した。支局設置に際し、60年3月31日までの廃止を決めていたが、新たな業務も加わったこともあって、60年3月に存続することに改められた。次いで58年3月の行政改革第5次答申で、ブロック機関の縮減が示され、北陸財務局と隣接財務局の統合が取り上げられたが、60年12月の閣議で財務局の設置数を減らすことを避け、組織等の合理化をすることに改められた。

財務部についてみれば、58年3月の臨調答申で府県単位機関の廃止提言に即して、59年10月に40の財務部を廃止して、必要最小限度の現地事務処理機関として財務事務所40を置き、人員も2割程度縮減した。

また出張所については52年12月の行政改革推進の閣議決定に基づいて、55年3月に十和田、豊橋を廃止し、56年3月に新宿、王子、目黒を廃止した。

財務局の総務、理財、管財の3部制と首席財務局考査官、首席財務局監察官、取引所監理官とそれに関連する財務局考査官、財務局監察官、取引所副監理官については60年に福岡支局の総務部を、61年に北陸の総務部を廃したが、

60年には福岡支局に財務主幹を、61年には北陸に総務管理官各1人を置くことにした。各部の組織には多少の変更があった。

総務部の分課等では近畿、東海にだけ置いた財務広報官を51年に北九州、52年に東北、53年に中国、54年に北海道、南九州、55年に北陸、四国、56年に関東を加えて全局に置くことを基本に示した。53年に関東、東北、中国、北九州に合同庁舎管理官各1人を置き、54年には近畿、北海道、南九州にも各1人を置き、55年には北陸にも1人を置いて、東海、四国を除く各局に置くことにしたが、60年に福岡支局、61年に北陸を合同庁舎管理室として経理課に置くことに改めた。また53年以降関東に事務管理室を置いたが、これを58年に事務管理課とした。

ところで、総務部で総務、人事、経理、厚生 of 4課は関東、近畿の2局、総務、人事、経理の3課は東北、東海、中国の3局、残りの5局は総務、経理の2課としたが、63年に北海道を3課制に改めた。

総務部の次長制は51年に近畿にも1人置いて関東との計2人とした。また関東に置かれた電算機専門官1人は、52年に2人内、53年に3人内、58年に4人内、59年に5人内と増員した後、60年に上席電算機専門官1人を加えた。

理財部の組織の推移はまず分課等から局別にとらえよう。基本的分課は主計、理財、金融、融資、経済調査の5課で、これを北海道、北陸、四国、北九州の4局が示していた。関東は主計を第三課までとし、それに証券、証券検査、金融検査を加え、54年に証券検査を第一と第二の2課に分け、金融検査も第一と第二の2課とし、57年に金融を第一と第二の2課とした後、59年にそれを第一、第二、第三の3課とし、さらに63年には第四までの4課に拡充した。近畿は主計を第一と第二の2課とし、それに証券、証券検査、金融検査を加えていたが、59年に金融を第一と第二の2課とし、60年に金融検査を第一と第二の2課に分け、63年には金融を第三までの3課に拡充した。東海は近畿と同一の分課をとったが、その後変更はなかった。東北、中国は主計を第一と第二の2課とし、それに金融検査を加えていた構成を変えなかった。南九州は主計を

第一と第二の2課とする点が異なっていたが、59年に金融検査課を加えた。北海道、北陸、四国、北九州は当初の5課に金融検査課を加えたが、その時期は北海道が57年、北陸、四国、北九州が59年であった。以上の外にたばこ業務室を関東では61年から、近畿では62年から置くことにした。

理財部の次長制は関東、近畿、東海各2人、東北、中国、北九州各1人であったが、53年に北海道、59年に北陸、四国、南九州を加えて全局に置くことにし、関東を3人、東北、中国を2人とした。さらに62年に福岡を2人、63年に北海道を2人とした。専門官制では主計課で予算実地監査官182人内、統括予算実地監査官16人内、共済監査官45人内、統括共済監査官5人内であったのを、予算実地監査官を54年に183人内とし、共済監査官を51年に44人内とし、統括共済監査官を51年に8人内、52年に10人内とした後、58年にこれらを主計実地監査官と上席主計実地監査官に改め、それぞれ227人内、26人内とし、主計実地監査官は59年に245人内としたが、60年以降は上席主計実地監査官に振り替えることで減員して、240人内、239人内、237人内、236人内とした。上席主計実地監査官は59年の26人内を60年以降31人内、34人内、36人内、37人内と増員した。

理財課では近畿に4人内とした為替検査官を51年に関東2人内を加え、52年に関東を4人内とし、57年に東海も4人内とした。59年に関東を5人内としたが、60年に関東4人内、近畿5人内に改め、さらに61年に関東5人内、近畿4人内、東海5人内に変え、62年に東海を4人内に、63年に関東を6人内と改めた。理財、証券、証券検査各課について証券監査官と証券検査官がそれぞれ19人内、180人内とされたが、証券検査官については52年に関東、近畿各1人の上席証券検査官に振り替えることで、178人に減じた後、53年に関東を2人内として、177人内にし、55年に東海に1人を加えて、175人内に改め、56年には関東を3人内として、174人内とし、57年に関東4人内、中国1人を置いて172人内に減じ、58年には関東7人内、近畿3人内、東海2人内に増員して、証券検査官は165人内とし、59年には関東、近畿に各1人を加え、北陸にも1人置

いて162人内に改め、60年には東海3人内、福岡1人として161人内に減じ、61年には関東、近畿に各1人を加えて159人内とした後、62年には関東10人内、四国1人を加えて証券検査官を172人内に増員し、63年には東北にも1人置いてなお173人内と改めた。

金融課、金融検査課に属する金融検査官は234人内であったが、52年に関東、近畿各1人上席金融検査官を置いて232人内とし、53年に関東2人内、東海1人として、230人内とし、55年に中国に1人を加えて228人内、56年に東北に1人を加えて227人内、57年に北海道に1人を加え、近畿2人内として225人内とし、58年には関東2人、近畿、中国各1人を増員し、北陸、四国にも各1人置いてなお250人に増員した後、59年には各局通じて21人内として、金融検査官を252人内に増員した。上席については60年以降23人内、26人内、28人内、32人内と逐年増員し、検査官も同じく260人内、266人内、268人内、284人内と増員した。

融資課、経済調査課に関しては58年以降での統合があるので、まず57年までを見よう。資金審査官67人内、統括資金審査官10人内は51年に67人内を71人内に増員して推移した。資金管理官64人内と統括資金管理官10人内は変更がなかった。経済調査官44人内は51年に66人内、52年に84人内と増員し、54年に統括経済調査官を関東、近畿、東海、中国に各1人置くことにして80人内に減じ、55年に北海道、東北、北九州に各1人加えて77人内に減じた後、56年には各局を通じて10人内と改めて74人内に減員した。また金融課で54年に金融調査官を関東、近畿に各2人置き、57年に東北、東海にも各1人置いた。

これらの専門官制を58年に調査官と上席調査官に統合して、それぞれ各局を通じて205人内、74人内とし、59年には221人内、82人内に、60年には236人内、87人内に、61年には240人内、90人内に、62年には251人内、99人内として、63年に262人内、104人内に増員した。

管財部の組織の推移も分課等から局別にとりあげよう。各局を通じた基本的分課は総括、宿舎、普通財産調整、直轄財産、徴収の5課と首席国有財産監査

官、首席国有財産鑑定官各1人を置くもので、北海道、東北、北九州、南九州の4局がそれを示していたが、関東は第一部で管財総務、指導、特別財産、訟務を加え、直轄財産を第一、第二の2課とし、第二部で宿舍、徴収の外に宿舍建設第一、同第二の4課で構成していたのを、56年に第一部で直轄財産を第五課までとする拡充を図った。近畿では直轄財産を第一、第二の2課とする外指導課を置いたが、52年に直轄財産を第三課までと拡充した。東海は近畿と同じ構成であったが、55年に直轄財産を第三課まで上げた。北海道、東北、北九州、南九州は北海道で55年に直轄財産を第一と第二に分けたのと、60年に福岡で徴収課を廃したに止まった。中国は直轄財産を第一と第二の2課とし、指導課を加えた構成であったが、変更なく推移した。北陸と四国は普通財産調整と直轄財産に替えて管財課を置く4課制であったが、61年に北陸の徴収課を廃した。この外引続いて近畿に万国博覧会記念協会監理室を置き、また60年から福岡、61年から北陸に首席国有財産監査官を置かないことにした。

管財部の次長制は関東第一部と近畿に各2人、関東第二部、北海道、東北、東海、中国、北九州に各1人を置いたのを、56年に関東第一部を3人とし、60年に東海を2人、62年に中国を2人に増員したが、60年以降福岡には置かないことにした。専門官制では、まず関東に置いた電算機専門官1人を53年に総務部に移して廃止した。宿舍課に置いた宿舍管理専門官12人内は51年に13人内に改められ、宿舍建設専門官32人内は、52年に関東2人、近畿1人の統括宿舍建設官を置くことで29人内とし、53年には北海道、東海、中国に統括宿舍建設官各1人加えて26人内とし、54年にはさらに東北、南九州に統括宿舍建設官各1人加えて24人内とした。これらを55年には宿舍管理官と統括宿舍管理官に統合拡充して、それぞれ87人内、22人内とした。58年以降、統括宿舍管理官は上席宿舍管理官に改め、60年に上席官に2人、61年に1人、63年に1人を振り替えて26人内とし、宿舍管理官は59年の87人内を83人内にまで減じた。国有財産監査官は83人内としていたのを、51年に74人内、52年に67人内に減じた後、55年に関東に上席国有財産監査官1人を置き、70人内に増員してから、57年に近畿

1人を加えて69人内に、58年に関東2人内、中国1人として67人内に改め、59年には東海1人を加えて66人内とした後、60年に東北、九州各1人を置き、61年には関東を3人内、北陸1人として、国有財産監査官は64人内とし、62年に関東を4人内に増員して63人内、63年には北海道1人を置いて62人内に改めた。国有財産鑑定官は148人内としていたのを、53年に90人内に減員し、54年に関東、近畿、中国に各1人上席国有財産鑑定官を置くことで87人内とし、55年に関東を2人内として96人内に増員し、56年には東北、東海に各1人置いて97人内に改め、57年には関東を3人内とし、北海道に1人置いて95人とし、58年には九州、福岡に各1人置いて93人内とし、59年には近畿の1人増員で92人内とし、60年には関東、中国各1人増の振替えて90人内とし、61年と62年には関東1人、63年には東海1人増の振替えて3人減じて87人内とした。訟務専門官は17人内であったが、55年以降国有財産訟務官に改められて20人内とし、59年に上席国有財産訟務官を関東に1人置く振替えて19人内に減じ、61年には近畿に1人加えたが、19人内は据置いた。また52年に財産管理専門官80人内が置かれたが、53年に国有財産管理官に改めて166人内とするとともに統括国有財産管理官33人内を置いた。54年以降それぞれ162人内、39人内、55年、231人内、64人内、56年、257人内、72人内、57年、260人内、72人内とした後、58年に上席国有財産管理官と改め、60年に75人内とし、61年にそれぞれ264人内、76人内、63年には262人内、80人内に改めた。

財務部については、59年10月の財務部の廃止、財務事務所への切替えを念頭に記そう。54年に小樽財務部を廃して小樽出張所としたので、財務部は41に減じ、出張所は17になった。分課等では財務事務所となっても総務、財務、理財、管財の4課の基本は変わらなかったが、51年に千葉に宿舍課を置き、55年に青森に管財第三課を置くことにした。また次長制は既述のように10財務部に各1人置いていたのを、59年に横浜、千葉、京都、神戸に各1人置くことに圧縮した。専門官制では50年に司計調査官42人内であったが、54年の小樽の廃止で41人内とし、59年の財務事務所への切替えに際して廃止された。

続いて出張所を見よう。出張所は50年に16であったが、54年に小樽が加わって17となった後、55年に十和田、豊橋を廃止し、56年には新宿、王子、目黒を廃して12に減じた。58年に北見が置かれてからは変更はなかった。

(2) 税関

50年度の税関の組織から取り上げよう。内部部局は総務、監視、輸出、輸入の4部構成で、これは8税関に共通であるが、分課については税関による差がある。総務部は総務、人事、会計、厚生 of 4課とするが、長崎、函館両税関には人事課と厚生課を置かず、東京税関に新東京国際空港準備室を置いた。監視部は管理、審理の2課と統括監視官、統括審理官とし、東京税関には図書調査課を置いた。統括監視官の定数は34人で、東京3人、横浜8人、神戸8人、大阪5人、名古屋6人、門司4人とし、統括審理官の定数は27人で、東京、横浜、神戸各5人、大阪4人、名古屋、門司各3人、長崎、函館各1人とした。輸出部は管理、統計の2課と統括審査官、統括保税実査官、統括調査官を置いた。統括審査官の定数は36人で、東京6人、横浜10人、神戸11人、大阪3人、名古屋4人、門司、長崎各1人とし、統括保税実査官の定数は19人で、東京、横浜、神戸、大阪、名古屋各3人、門司2人、長崎、函館各1人とし、統括調査官は定数5人で東京、横浜、神戸、大阪、名古屋各1人とした。輸入部は管理、収納の2課と統括審査官、統括調査官、統括分析官を置き、統括審査官の定数は60人で、東京11人、横浜、神戸各14人、大阪7人、名古屋8人、門司3人、長崎1人、函館2人とし、統括調査官の定数は37人で、東京9人、横浜10人、神戸7人、大阪6人、名古屋4人、門司1人とし、統括分析官の定数は15人で、神戸4人、横浜3人、東京、大阪、名古屋各2人、門司、長崎各1人とした。

この税関ごとの統括官の定数の差が、特別な職、専門官の配分に示された。次長は総務部、監視部、輸出部で長崎、函館を除く各税関に1人ずつ、輸入部で、横浜、神戸に各2人、東京、大阪、名古屋に各1人を置いた。総務部で税関訟務官を東京、横浜、神戸に各1人を、各税関を通じて通関業監督官7人

内、税関考査官を10人内、税関監察官を11人内、統括調査官を10人内、調査官を12人内、関税広報官を8人内、東京税関の航空貨物電算化準備室に調査官3人内を置いた。監視部では各税関を通じて審理官165人内、監視官325人内を、東京と横浜に調査官をそれぞれ5人内、2人内を置いた。輸出部では各税関を通じて審査官107人内、保税実査官157人内、調査官13人内を置いた。輸入部では各税関を通じて審査官170人内、調査官98人内、分析官41人内を置いた。

税関支署、出張所、監視署については、税関支署が東京税関に3、横浜税関に5、神戸税関に15、大阪税関に9、名古屋税関に3、門司税関に12、長崎税関に4、函館税関に13置かれ、この中で次長が置かれたのは、羽田3人、伊丹空港2人、川崎、千葉、清水、四日市、下関、札幌各1人であった。また税関出張所、税関支署出張所は東京に13、横浜に13、神戸に21、大阪に15、名古屋に19、門司に21、長崎に7、函館に7置かれ、この中で次長が置かれたのは、晴海、東京航空貨物、大井、山下埠頭、本牧埠頭、兵庫埠頭、小野浜、摩耶埠頭、ポートアイランド、稲永各1人であった。税関監視署、税関支署監視署は横浜に2、神戸に5、大阪に1、名古屋に2、門司に9、長崎に7置かれた。

沖縄地区税関の組織は総務、会計、業務管理、収納の4課と統括監視官2人、統括審理官1人、統括審査官5人、統括保税実査官1人、統括調査官1人で、この外次長2人、審理官11人内、監視官6人内、統括審査官の下の審査官11人内、調査官1人、分析官1人と保税実査官9人内、調査官5人内、税関考査官1人、関税広報官1人を置き、税関支署2、出張所等7、監視署1を置いた。

税関の組織の推移を見よう。総務部の分課については51年から長崎、函館にも人事課を置いたが、このほか、従来特別の職としていた通関業監督官を53年に東京、横浜、神戸に各1人置く組織として、54年以降は全税関の組織として各1人を置いた。航空貨物電算化処理のために、まず50年に東京税関に航空貨物電算化準備室を置き、53年に東京税関は航空貨物電算処理管理室とし、大阪税関に航空貨物電算化準備室を置き、55年に大阪も東京と同一名称に改め、60

年にこれを事務管理室に拡充するとともに、横浜、神戸、名古屋にも置くことにした。55年に東京に税関相談官室を設け、56年に横浜、神戸、57年に大阪に置くことにし、58年には名古屋にも置いた。60年に東京に関税広報室を開き、61年には横浜、神戸にもこれを置くことにし、62年には大阪、名古屋にもひろげた。62年には東京、横浜、神戸に情報管理室を置くことにした。以上に加えて61年に大阪に関西国際空港準備室を置くことにした。

総務部については次長制を56年に長崎、57年に函館にひろげて、全税関に置くことにし、各税関を通じて置いた税関検査官、税関監察官、統括調査官、調査官、関税広報官については、税関検査官と税関監察官を51年に各8人内とすることともに首席を設けて、東京、横浜、神戸にそれぞれ各1人を置いてから、首席税関検査官は52年に大阪、名古屋、門司に、首席税関監察官は52年に大阪、53年に名古屋、門司にひろげた。統括調査官は10人内を51年に11人内、54年に14人内に増員した。調査官の人員は変わらなかったが、関税広報官は8人内としたのを、60年に東京を除く各税関に1人置くことに改め、61年には大阪、名古屋、門司、長崎、函館に各1人とし、62年に門司、長崎、函館に限定した。また税関訟務官は51年に大阪1人を加えて計4人とした。航空貨物電算処理関係の調査官は、東京の3人内を51年に6人内、52年に11人内とし、53年に東京7人内、大阪2人内として、54年に大阪を4人に増員した後、60年に東京8人内、大阪5人内、横浜、神戸、名古屋各1人に拡充した。また61年に関西国際空港準備室にも調査官1人を置き、62年に2人とした。55年の税関相談官室設置に合わせて置かれた税関相談官は10人内としたのを56年に13人内、60年に18人内、61年に22人内、62年に24人内と増員した後、63年に23人内に減じた。なお57年に横浜と神戸に各1人置いた人事専門官は、58年に東京、大阪にも各1人置くことに改めた。

監視部の推移を見よう。管理課と統括監視官、統括審理官の基本に55年に特別審理官、57年に特別監視官を加え、51年に横浜に統括調査官1人を置き、55年に東京に密輸対策企画室を設け、それを58年に大阪にも置くことにした。統

括監視官の定数は50年の東京3人、横浜、神戸各8人、大阪5人、名古屋6人、門司4人を、51年に東京4人、52年に門司5人とし、長崎、函館各1人を加え、53年に神戸9人、大阪6人、54年に横浜9人に増員した後、57年に特別監視官を横浜、神戸に各1人置くことに合わせて統括監視官を横浜、神戸各8人に減じ、58年には大阪、名古屋にも各1人を置いて統括監視官を各5人に減じ、59年には門司に1人置き、さらに60年に東京1人、神戸は2人とし、61年に横浜2人、神戸3人、大阪2人に増員し、62年に横浜3人、東京、名古屋各2人と改めたが、統括監視官の定数は変えなかった。統括審理官は50年に定数を東京、横浜、神戸各5人、大阪4人、名古屋、門司各3人、長崎、函館各1人としたのを、51年に東京、横浜、神戸、大阪を各1人増員し、52年に名古屋、門司を各1人増し、53年には名古屋を5人とした。55年には特別審理官を東京、横浜、神戸に各1人置くことにし、56年に大阪、名古屋にも各1人置いて、名古屋の統括審理官を1人減じた。58年に東京の統括審理官を7人に改めた後、59年に特別審理官を東京、横浜、大阪各2人、神戸3人に増強し、60年に東京4人、横浜、大阪各3人、門司2人に、61年に東京、横浜、名古屋各1人増員、62年には神戸、大阪、名古屋、門司各1人増員した。この間統括審理官は60年に大阪の1人減に止めた。

監視部の次長は長崎、函館を除く各税関に1名置かれたが、55年に横浜、神戸を各2人とし、56年に東京、57年に大阪、58年に名古屋、門司もそれぞれ2人として、6税関すべてを2人とした。各税関を通じて325人内とした監視官は、52年に328人内、53年に329人内、54年に330人内、55年に333人内、57年に335人内とした後、58年以降減員して331人内、59年に322人内、60年304人内、61年297人内、62年294人内に改めた。また審理官は50年に165人内としたが、51年に170人内、52年に172人内、53年に173人内、56年に175人内とした後、58年以降減員して173人内、59年165人内、60年155人内、61年149人内、62年140人内、63年138人内に改めた。

輸出部の分課は管理、統計の2課と統括審査官、統括保税実査官、統括調査

官の基本に57年から特別審査官、58年から特別保稅実査官を加えた。統括審査官の定数は50年の東京6人、横浜10人、神戸11人、大阪3人、名古屋4人、門司、長崎各1人としたが、53年に東京を4人に減じた。57年に組織として特別審査官を各税関に1人置くことにし、58年に横浜の統括審査官を9人に、62年に神戸で9人に減じた。統括保稅実査官の定数は50年の東京、横浜、神戸、大阪、名古屋各3人、門司2人、長崎、函館各1人としたが、51年に東京、横浜、神戸で各1人を加え、52年に名古屋、53年に大阪、54年に横浜、神戸で各1人を加えた。58年に特別保稅実査官を横浜、神戸に各1人置いて統括保稅実査官から振り替えたが、59年に東京、大阪、名古屋に各1人を置き、横浜を2人とした際は、横浜の統括保稅実査官を6人に増員し、60年に横浜、神戸、大阪、名古屋で各1人を増員したときも、門司を3人に増員した。61年には門司にも1人置き、62年には東京を2人として特別保稅実査官を増強した。統括保稅実査官の定数は変わらなかった。

次長制は50年に東京、横浜、神戸、大阪、名古屋各1人が置かれていたが、59年に横浜、神戸を各2人とし、60年に東京、61年に大阪、62年に名古屋をそれぞれ2人とするとともに、60年から門司にも1人置くことにした。各税関を通じて置いた審査官、保稅実査官、調査官の人員は、50年に審査官は107人内としたのを、53年に93人内、55年に92人内、56年に91人内に減じた後、57年に93人内としたが、その後再度減員して、58年92人内、59年89人内、60年86人内、61年80人内、62年77人内、63年72人内と改めた。保稅実査官は50年に157人としたが、52年に161人内、54年に163人内とした後減員して、55年162人内、56年161人内、57年155人内、59年142人内、60年129人内、61年125人内、62年117人内、63年112人内に改めた。調査官は50年の13人内を55年に14人内としたが、60年に13人に減員した。

輸入部の分課は管理、収納の2課と統括審査官、統括調査官、統括分析官の基本に、54年に特別関稅調査官、56年に特別価格審査官、61年に特別分析官を加えた。なお、58年に東京税関に分類センター室を設けた。統括審査官の定数

は50年に東京11人、横浜、神戸各14人、大阪7人、名古屋8人、門司3人、長崎1人、函館2人であったが、55年に横浜を13人内、57年に神戸を13人内に減じ、さらに58年に横浜11人内、神戸12人内とし、59年にそれから各1人減じ、62年に神戸を10人とした。50年の統括調査官の定数は東京9人、横浜10人、神戸7人、大阪6人、名古屋4人、門司1人としたが、51年に東京、横浜各11人、神戸8人、大阪7人、名古屋5人に増員し、52年には東京、横浜、神戸を各2人、大阪、名古屋、門司を各1人増員し、長崎、函館にも1人置き、さらに53年に東京、横浜、神戸各2人、大阪、名古屋各1人増員し、55年に東京、横浜各1人増員してから、56年以降は一時減員して、東京、横浜各15人、神戸10人、大阪7人とし、57年に東京14人、神戸12人、名古屋6人としたが、58年には東京17人、横浜18人、大阪8人に増員した。この間、54年に特別関稅調査官を置くことにし、東京2人、横浜、神戸、大阪各1人とし、55年には横浜2人、名古屋1人とし、56年に神戸、大阪を各2人とした後、57年に東京、横浜、神戸各1人増員し、59年に東京、横浜、神戸、大阪、名古屋各1人増員し、さらに60年に東京、横浜、神戸、大阪各1人を加え、門司に1人を置き、61年にも東京、横浜、神戸各1人を加え、62年には東京、大阪、名古屋各1人増員した。63年の特別関稅調査官の定数は東京7人、横浜、神戸各6人、大阪5人、名古屋3人、門司1人となった。56年に特別価格審査官を設けて東京、横浜、神戸、大阪各1人とした後、57年に名古屋にも置き、60年には東京、横浜、神戸を各2人とし、61年には東京、横浜を各3人とし、62年には神戸3人、大阪2人に増員した。統括分析官は50年に定数を東京、大阪、名古屋各2人、横浜3人、神戸4人、門司、長崎各1人としたが、53年に東京を3人とした後変更がしばらくなかったが、61年に特別分析官設置に合わせて東京、横浜、神戸各1人減員し、62年に大阪、名古屋も各1人減じた。特別分析官は61年に東京、横浜、神戸に各1人置き、62年に大阪、名古屋にも各1人加えた。

次長制は50年に横浜、神戸に各2人、東京、大阪、名古屋に各1人置いてから、51年に東京、52年に大阪、53年に名古屋をそれぞれ2人とし、54年には門

司にも1人置くことにした。各税関を通じた審査官、調査官、分析官、それと51年に置かれた関税鑑査官の推移を見よう。審査官は50年に170人内としたのを、55年に165人内、57年に163人内とし、以下逐年160人内、155人内、146人内、139人内、133人内と減じ、63年に129人内と改めた。調査官は50年に98人内であったが、51年に112人内、52年に127人内、53年に135人内、54年に140人内、56年に148人内としてから逐年154人内、164人内、176人内、187人内と増員し、61年に189人内に改めた。この増員は前記の特別関税調査官、特別価格審査官、統括調査官の新設、増員の過程でのことであった。一方分析官は50年に41人内としたのを57年に39人内、61年に38人内に減員した。関税鑑査官は51年に11人内を新設し、52年に14人内、53年に16人内としたが、54年に設けた首席関税鑑査官の東京、横浜各1人に振り替えて関税鑑査官を14人内とし、55年に神戸、大阪、名古屋にも各1人置いて12人内に減じ、56年には門司にも1人置いて11人内としたが、57年以降増員して15人内、58年に19人内、59年に21人内、60年に24人内、61年に26人内、62年に29人内、そして63年に31人内に改めた。

税関支署については、前記の支署数に52年に横浜で1加えた。その次長制は53年に羽田3人を成田3人に替え、その成田を63年に4人とした。54年に伊丹を3人に増員した。2人への増員は54年の清水、55年の下関、62年の千葉に止まり、新設は52年の水島、戸畑、53年の博多、54年の福岡空港、鹿児島、55年の広島、56年の徳山であった。

税関出張所は前記の出張所数に、横浜では54年に1増、59年に1増、61年に1減、神戸では56年に1増、59年に1減、62年に1増、63年に1減、大阪では55年に1増、名古屋では変わらず、門司では54年に1、59年に2、63年に1と減り、長崎では55年に3増、62年に2増し、函館では59年に1減じた。出張所の変化よりも次長制の動きが目立ち、52年に東京外郵に1人置き、本牧埠頭を2人とし、53年に東京航空貨物、山下埠頭、ポートアイランドを2人とし、54年に大井を2人とし、さらに58年に摩耶埠頭、61年に南港をそれぞれ2人とし

た。

税関監視署及び税関支署監視署についてはその数を抑制する動きを示して、55年に門司で1、長崎で3減、56年に神戸で1減の後、59年、60年、62年、63年と門司で各1を減じ、長崎では61年1、62年2を減じた。63年には監視署数は横浜2、神戸4、大阪1、名古屋2、門司4、長崎1、それと沖縄1という少数になった。

沖縄の税関を見よう。沖縄地区税関は総務、会計、審理、収納の4課と5の統括官とした50年の分課を、51年に監視管理課と統括課を加え、審理課を業務管理課に改め、総括審理官を2人とし、52年に統括保税実査官を2人とし、通関業監督官1人を置き、54年に人事課を置くことにし、57年には特別審査官を加え、61年にはそれを2人とするとともに、業務管理課と収納課を輸出管理課と輸入管理課とした。

次長を51年に2人から3人に改め、52年には審理官を11人から12人にし、新たに税関監察官1人を置くことにし、53年には審査官を11人から12人にし、54年には新たに調査官1人を置き、56年から税関相談官1人を加えた。しかしその後は機構整理を強めて、58年に保税実査官、59年に審理官、各1人減じ、61年にはさらに各2人を減じた。61年には審査官1人、調査官2人を増員した。

第2節 国税庁の機構拡充

国税庁の組織は内部部局、附属機関、地方支分部局であり、地方支分部局は国税局で、国税の事務分掌のために税務署がある。附属機関に国税不服審判所、醸造試験所、税務大学校があり、この組織は対象期間を通じて変わらなかった。

1 昭和50年の組織状況

昭和50年度の内部部局は長官官房と直税、間税、徴収、調査査察の4部で、特別な職として次長を置き、分課は総務部に総務、人事、会計、厚生、広報、事務管理の6課と首席監督官、首席国税庁監察官を、直税部に所得税、法人税、資産税、審理の4課を、間税部に酒税、消費税の2課を、徴収部に管理、徴収の2課を、調査査察部に調査、査察の2課を置いた。この外、長官官房に参事官2人を置き、特別な職として長官官房に監督官35人内、税務相談官1人、直税部に資産評価企画官1人、間税部に鑑定企画官1人、直税部、間税部、徴収部を通じて国税実査官140人内、調査査察部に国税調査官40人内、国税査察官27人内を置いた。

附属機関として、醸造試験所の組織は庶務課と第一から第七までの7研究室を置き、税務大学校の組織は総務、教務の2課、研究部、教育第一部、教育第二部の3部と学務主事3人、寮務主事1人を置き、特別な職として税務大学校に副校長、教頭各1人、教授42人内、助教授5人内、教育官15人内を、地方研修所に幹事11人内、主任教育官21人内、学務主事、寮務主事各8人内、教育官115人内を置いた。

国税局は総務、直税、間税、徴収の4部を各局共通に、東京、大阪を除く各局に調査査察部を、東京には調査第一、同第二、同第三、査察の4部を、大阪に調査部と査察部を置くことにし、分課は総務部に総務、人事、考査、会計、

厚生、調査統計の6課と税務相談室を置くことにし、東京は人事第一、同第二の2課とし、東京、大阪に事務管理、電子計算の2課を、金沢以外の各局に営繕課を置いた。直税部に所得税、法人税、資産税の3課を置くことにし、さらに東京に資料調査第一、同第二、同第三の3課と国税訟務官室を、大阪、名古屋に資料調査課と国税訟務官室を、関東信越、札幌、仙台、広島、福岡の5局に資料調査課を置いた。間税部に酒税、消費税の2課と鑑定官室を置き、さらに関東信越、名古屋に調査課、監視課を、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡、熊本の7局に調査監視課を置いた。徴収部に管理、徴収の2課を置き、東京、大阪に国税訟務官室を加えた。東京の調査第一部に調査管理、調査総括、調査審理の3課、調査第二部と同第三部に調査総括課、査察部に査察管理課を、大阪の調査部に調査管理、調査審理の2課、査察部に査察管理課を、福岡に調査第一、調査第二、査察の3課を、関東信越、広島に調査第一、調査第二の2課を、名古屋、高松、熊本の3局に調査、査察の2課を、札幌に査察課を、仙台に調査課を置いた。

次長制は総務部で東京、関東信越、大阪、仙台、名古屋、広島、福岡に各1人、直税部で東京2人、関東信越、大阪、名古屋、広島に各1人、間税部で東京、大阪に各1人、徴収部で東京、大阪に各1人、調査査察関係で、大阪の調査部に3人、東京の調査第一部、査察部と名古屋に各2人、東京の調査第二部、同第三部、大阪の査察部と関東信越に各1人を置いた。また特別な職として、総務部に各局を通じて税務相談官245人内、国税広報官11人内を、直税部で同じく国税訟務官54人内、国税実査官1,006人内を、間税部で同じく鑑定官70人内、国税訟務官12人内、国税実査官292人内、国税調査官539人内と、統括国税調査官を東京6人内、大阪5人内、関東信越、名古屋各3人内を、徴収部で各局を通じて国税訟務官25人内、国税実査官356人内、国税徴収官464人内と特別国税徴収官を東京4人内、大阪2人内、名古屋1人を、統括国税徴収官を東京7人内、大阪4人内、名古屋3人内、関東信越、広島各2人内、札幌、仙台、金沢、高松、福岡、熊本の6局で各1人を、調査査察関係で、各局を通じ

て国税調査官1,230人内、国税査察官807人内と、特別国税調査官を東京21人内、大阪10人内、名古屋2人内、広島、福岡各1人、統括国税調査官を東京の調査第二部15人内、同第三部13人内、大阪の調査部14人内、名古屋6人内、関東信越3人内、札幌、仙台各2人内、東京の調査第一部1人、統括国税査察官を東京の査察部16人内、大阪の査察部9人内、名古屋4人内、関東信越3人内、仙台、広島各2人内を置いた。

沖縄国税事務所の分課は総務、直税、間税、徴収、調査査察の5課で、次長1人を置き、総務課に税務相談官1人、直税課に国税実査官11人内、間税課に鑑定官2人内、国税実査官4人内、徴収課に国税実査官2人内、国税徴収官5人内、調査査察課に国税調査官18人内、国税査察官5人内を置いた。

税務署の分課は総務課と特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官とし、各税務署を通じて特別国税調査官109人内、統括国税徴収官711人内、統括国税調査官2,643人内とした。また各税務署を通じて副署長を349人内、国税徴収官3,486人内、国税調査官1万5,966人内を置いた。

なお沖縄の税務署については、那覇、沖縄で総務、管理、徴収、所得税、法人税、間税の6課、北那覇で総務、管理、所得税、法人税、間税の5課、名護、平良、石垣で総務、直税、間税の3課とし、副署長2人内を置くことにした。

2 内部部局の推移

国税庁の内部部局は長官官房と直税、間税、徴収、調査査察の4部と次長、それに国税庁監察官120人内を置く体制は変わらなかった。

長官官房の分課は総務、人事、会計、厚生、広報、事務管理の6課と首席監督官、首席国税庁監察官各1人としたのに、51年に企画課を加え、58年には首席監督官を廃して総務課に監督官室を設けた。また、参事官2人としたのを50年に1人とし、61年には廃止し、これに替えて特別な職として国税審議官1人を置いた。特別な職として置かれた監督官35人内は変わらず、企画官1人は53

年に2人、56年に3人とした後、61年に1人に減じた。税務相談官1人は52年に3人内に増員された。また総務課に61年に調整官1人を置いた。

直税部の分課は所得、法人、資産、審理の4課としたのを、59年に審理課を資料調査課とし、所得税課に審理室を設けた。また57年に資料管理企画官1人を置いたが、少額貯蓄利用者カード制が見送られて、59年に廃止された。

間税部の分課は酒税、消費税の2課で、その変更はなく、鑑定企画官1人を置くことも変わらなかった。徴収部の分課は管理、徴収の2課で、その変更はなく、また直税、間税、徴収の3部を通じて置かれた国税実査官も持続したが、50年の140人内は、54年に136人内、55年に135人内、57年136人内、58年133人内、59年134人内、60年136人内と変わった。調査査察部の分課も調査、査察の2課は変わらず、国税調査官、国税査察官を置くことも変わらなかったが、国税調査官は50年の40人内が56年に39人内、58年41人内、62年42人内と変わり、国税査察官は50年の27人内の数を変えなかった。

3 附属機関の推移

附属機関という区分表示は59年に施設等機関に替り、附属機関であった国税不服審判所は特別な機関として別の扱いとなった。ここでは醸造試験所と税務大学校を取り上げる。

醸造試験所の分課は庶務課と第一から第七までの7研究室で構成され、その構成は変わらなかった。

税務大学校の分課は総務、教務の2課、研究、教育第一、教育第二の3部と学務主事、寮務主事の構成は変わらなかったが、50年の学務主事3人、寮務主事1人が、53年にそれぞれ4人、2人に増員した。また特別な職としての副校長、教頭各1人は変わらなかったが、教授42人内、助教授5人内、教育官15人内を、51年に教授45人内、助教授2人内とし、52年には教授47人内として助教授を廃し、53年には教授を57人内に増員してから、逐年増員して、59人内、61人内、65人内と改め、56年以降はそれを保持した。地方研修所については幹事

11人内、主任教育官21人内、学務主事、寮務主事各8人内、教育官115人内としたのを、51年に幹事を12人内とし、53年に主任教育官を19人内、教育官を107人内に減じ、教育官は54年に105人内、55年に103人内、56年に101人内に改めた。

4 国税局の推移

国税局の内部部局は総務、直税、間税、徴収、調査査察の5部とする基本は変わらず、調査査察部について東京国税局で調査第一から第三までの3部と査察部とし、大阪国税局で調査部と査察部とすることも変わらなかった。

総務部の分課は50年に総務、人事、考査、会計、厚生、調査統計の6課と税務相談室で、金沢以外に営繕課を置き、東京では人事第一課と人事第二課とし、東京と大阪に事務管理と電子計算の2課を加えたのを、51年に全局に人事第一課と人事第二課を置いて考査課を廃止し（東京の考査課は残した）、名古屋に事務管理室を置くことにした。52年に東京と大阪の事務管理課と電子計算課を事務管理第一課と事務管理第二課に改め、名古屋を事務管理課とした。54年に営繕課を置くのを基本とすることに改め、事務管理を1課にまとめて、別に情報処理管理官制を作って4人内を置いた。55年には情報処理管理官を東京4人内、大阪2人内とし、56年には名古屋にも1人置いた。57年には東京で4人内を5人内とし、事務管理課を第一と第二の2課にひろげ、また関東信越に事務管理室を置いた。58年には全局に事務管理課を置くことに基本を改め、東京の2課は存続させ、東京の情報処理管理官を6人内とした。60年には営繕課と調査統計課を廃止し、企画課を置くことに基本を改め、62年に東京に国税広報室を置くことにし、63年には東京と大阪の情報処理管理官を各1人増員した。

総務部の次長制は50年に東京、関東信越、大阪、仙台、名古屋、広島、福岡の7局に各1人置いたが、51年に札幌、52年に熊本、55年に高松、59年に金沢にも置いて、全局に各1人とした。各局を通じる税務相談官の人員は50年の

245人内を51年に340人内とし、52年以降逐年増員して401人内、454人内、492人内、511人内、56年に523人内としてからその人員を保持した。国税広報官は50年の11人内としたのを、62年に10人内に減じた。55年に東京に1人置いた人事調査官は、56年に大阪、57年に名古屋、59年に関東信越にも1人ずつ置くことにし、また59年に東京に1人置いた税理士監理官は、60年に大阪、名古屋、61年に関東信越、62年に広島、63年に福岡にも1人ずつ置くことに拡充した。

直税部の分課は所得税、法人税、資産税の3課と資産評価官を基本とし、これに東京は資料調査第一から同第三までの3課、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡に資料調査課、東京、大阪、名古屋に国税訟務官室を置いたが、51年に資料調査課を置くことを基本とし、52年に大阪で資料調査第二課までにひろげ、53年には東京で同第四課までとし、55年には大阪を同第三課までとした後、56年に名古屋、58年に関東信越、60年に札幌、仙台、広島、福岡を同第二課まで置くことに改め、60年には東京を同第五課まで、大阪を同四課まで、関東信越、名古屋を同第三課までとした。さらに61年には高松、熊本も同第二課までにひろげ、62年には東京を同第六課まで、大阪を同第五課までにひろげた。国税訟務官室は52年に関東信越、55年に広島に置くことに改めた。57年に資料管理課を置くのを基本として5課制に拡充したが、1年限りで58年に従来の4課制に戻しこれに替えて東京、大阪、名古屋に資料情報管理官各1人を置いたが、これも60年には廃止した。61年に東京に企画調整官1人を置いた。

直税部の次長制は50年に東京2人、関東信越、大阪、名古屋、広島各1人としたが、52年に福岡、55年に仙台、56年に札幌、57年に熊本、58年に高松に各1人置くことにし、60年に大阪を2人に改めた。各局を通じて50年に54人内とした国税訟務官は、52年に55人内、54年に56人内、55年に57人内に増員した。同じく50年に1,006人とした国税実査官は、51年以降逐年増員して、1,024人内、1,054人内、1,071人内、1,088人内、1,106人内、1,120人内、1,148人内に改め、59年以降1,167人内、1,178人内、1,197人内、1,201人内、63年に1,220人内と増員した。

間税部の分課は酒税、消費税の2課と鑑定官室を基本とし、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡、熊本に調査監視課を置いたが、51年に調査監視課を札幌、金沢、高松、熊本に圧縮し、51年かぎりて廃止した。51年には特別国税調査官を設け、それまで特別な職としていた統括国税調査官とともに分課の組織として、前者の定数を東京2人、大阪、名古屋各1人、後者の定数を東京7人、大阪6人、名古屋4人、関東信越3人、札幌、広島、福岡各2人とした。特別国税調査官は52年に東京4人、大阪3人、名古屋2人、関東信越1人に改めてから、53年に東京5人、大阪4人、名古屋3人、関東信越2人として、61年に名古屋を2人に減じた。統括国税調査官は52年に大阪7人、関東信越5人に改め、仙台、金沢、高松、熊本各2人を加えた後、53年に東京8人、名古屋5人に増員して、55年には東京、大阪各1人、56年に大阪1人減員した。また52年に資料情報官を東京、大阪に各1人置いてから、53年に関東信越、名古屋にも各1人置き、54年には仙台、広島、福岡にひろげ、55年に札幌、熊本を加えた後、56年からは全局に各1人置く組織に改めた。さらに52年に東京に設けた調査管理課を54年に大阪に、61年には名古屋にも置くことにし、55年に東京に設けた監視管理課を56年には大阪にも置くことにした。

間税部の次長制は50年に東京、大阪各1人にすぎなかったが、51年に名古屋、53年に関東信越、58年に広島を加えて計5人とした。続いて専門官について見よう。各局を通じて50年に70人内とされた鑑定官は、55年に73人内、56年に74人内に改められた。50年に12人内とされた国税訟務官は変更がなかった。国税調査官は50年に539人内と大幅に増員されてから、51年に564人と改められた後は増勢を止めて、52年558人内、53年552人内、54年553人内、55年554人内、56年555人内とし、以後漸減で541人内、539人内、538人内と改め、61年以降も534人内、529人内、528人内と続いた。この漸減は一方では既述の特別国税調査官、統括国税調査官の設置増員にも関係するが、統括国税調査官は50年に東京6人内、大阪5人内、関東信越3人内で51年には既述の増員となっている。この外52年に酒類業指導調整官を置いて、4人内としたのを、53年に8人

内、54年に11人内と改めた。そして59年には別に酒類業指導官を設け大阪、仙台、広島に各1人置き、60年には東京、関東信越、名古屋、福岡、熊本にも各1人置いて、61年には各局を通じて11人内とすることに改めた。

徴収部の分課は管理、徴収の2課と特別国税徴収官、統括国税徴収官を置く基本の体制が保持された。50年の特別国税徴収官の定数は東京4人、大阪2人、名古屋1人であったが、東京は51年に6人、53年に8人とし、63年に7人に減じた。大阪は51年に3人、53年に4人とし、63年に3人に減じた。名古屋は53年に2人とし、また53年に関東信越にも1人置いて、60年にこれを2人と改めた。50年の統括国税徴収官の定数は東京7人、大阪4人、名古屋3人、関東信越、広島各2人、札幌、仙台、金沢、高松、福岡、熊本各1人であったのを、51年に東京、大阪各5人、関東信越3人、札幌、仙台、福岡各2人に改め、52年に大阪4人、広島3人として、53年には大阪、名古屋で各1人増員し、55年に名古屋を1人減じてもとに戻した後はしばらく変更がなかったが、61年に福岡を3人とし、62年に高松を2人に改めた。以上の外に、特定局に置かれた国税訟務官室、特別整理総括課、機動課を見よう。国税訟務官室は50年に東京、大阪に置かれていたが、52年に名古屋にも置くことにした。51年に東京に特別整理総括課を置き、52年には大阪にも置くことにし、55年には名古屋にこれをひろげた。60年には機動課をこの3局に置くことを決めた。

徴収部の次長制は50年に東京、大阪に各1人としたのを59年に名古屋、61年に関東信越にも各1人置くことにした。各局を通じた国税訟務官、国税実査官、国税徴収官の推移を見よう。国税訟務官は50年に25人内としたのを、52年に27人内、53年28人内、54年29人内、55年30人内とし、58年に31人内としてからはそれを保持した。国税実査官は50年に356人内としたのを57年に357人内と改め、62年に355人内、63年に354人内と僅少の変更に止めた。国税徴収官も50年に増員して469人内としてからは、51年468人内、52年464人内、53年457人内、55年455人内とし、61年に459人内とした後、62年480人内、63年482人内と増員した。

調査査察部の分課の推移も各局別に取り上げよう。東京は調査第一部で調査管理、調査審理の2課、調査第二部と調査第三部とともに調査総括課、査察部で査察管理課としたのを、51年に調査第一部に調査総括課を、53年に査察部に査察総括課を加え、54年に査察総括課を第一課と第二課に分け、さらに60年に調査第一部に国際調査課、62年に同じく調査情報課、63年に査察部に資料情報課を加えた。特別国税調査官、統括国税調査官、特別国税査察官、統括国税査察官については一括して後述することにする。大阪は調査部で調査管理、調査審理の2課、査察部で査察管理課としたのを、53年に査察部に査察総括課を置き、58年にこれを第一課と第二課に分け、60年に調査部に調査総括課、国際調査課、62年に国際情報課を加えた。また福岡は調査第一、調査第二、査察の3課、関東信越と広島は調査第一と調査第二の2課、札幌、金沢、高松、熊本は調査、査察の2課であったのを、51年に全面的に変え、札幌、仙台、広島には課を置かず、名古屋は調査管理、査察管理の2課、高松と熊本は調査と査察の2課、関東信越は調査管理課、金沢は査察課とし、53年には金沢、高松、熊本も課を廃し、仙台、広島、福岡に調査管理課を、関東信越に査察管理課を置き、54年に札幌に調査管理課を置き、61年に仙台、広島、福岡に査察管理課を加え、62年に名古屋に国際調査課と査察総括課を加えた。

特別な職としていたのを51年以降分課等の条件に改めた特別国税調査官、統括国税調査官、統括国税査察官と61年新設の特別国税査察官について見よう。特別国税調査官は50年に東京の第一部に21人内、大阪の調査部に10人内、名古屋2人内、広島、福岡各1人としたが、51年に定数を東京28人、大阪10人、名古屋3人、関東信越、金沢、広島、福岡各1人とし、52年に東京31人、大阪11人、名古屋4人、広島2人と改め、札幌、高松各1人を加え、53年に東京37人、大阪14人に改め、熊本1人を加えた後、60年に大阪12人、広島1人に減員した。統括国税調査官は50年に東京第二部15人内、大阪14人内、東京第三部13人内、名古屋6人内、関東信越3人内、札幌、仙台各2人内、東京第一部1人としたのを、51年の定数で、東京第二部16人、大阪15人、東京第三部14人、名

古屋6人、福岡3人、関東信越、仙台、広島各3人、札幌、金沢各2人、東京第一部1人とし、52年に東京第二を17人、同第三を16人に増し、広島、福岡を各2人に減じ、53年には東京第二を20人、同第三と大阪を18人、名古屋を8人、札幌を3人に増員し、高松、熊本にも1人置いたが、仙台を2人に減じた。54年には東京第二、同第三と福岡を各1人増員し、55年には高松、熊本を2人に改めた後、60年に関東信越と広島、62年に仙台で各1人を加えた。統括国税査察官は50年に東京16人内、大阪9人内、名古屋4人内、関東信越3人内、仙台、広島各2人内としたのを、51年の定数で東京18人、大阪10人、名古屋5人、関東信越、広島各3人、札幌、仙台各2人とし、52年に東京19人、大阪12人、名古屋6人、関東信越4人、仙台3人に増員し、高松、福岡各2人に加え、53年には東京24人、大阪13人、名古屋7人、広島4人、福岡3人に増員して金沢にも2人置くことに改め、54年には東京27人、名古屋8人とし、55年に東京、関東信越、大阪、名古屋で各1人加えた。61年に関東信越で1人、62年に名古屋で1人減員したが、50年台後半はほとんど動きがなかった。この状況下で61年に特別国税査察官が設けられ、東京に6人とし、62年に大阪4人、名古屋2人に加え、63年には名古屋を3人とし、関東信越2人、広島、福岡に各1人を置くことにした。このほか5年に東京の査察部に資料監理官1人を置いたが、60年に大阪の査察部にも1人置き、63年には東京を廃した。また60年には名古屋に調査審理官1人を置くことにした。

調査査察部の次長制は50年に大阪の調査部に3人、東京の調査第一部、査察部、名古屋各2人、東京の調査第二部、同第三部、関東信越、大阪の査察部に各1人置いていたのに対して、53年に広島、56年に福岡、57年に仙台、58年に札幌にも各1人置くことにし、63年には関東信越を2人に増員した。各局を通じて1,230人内とした50年の国税調査官は、51年以降1,224人内、1,248人内、1,225人内、1,227人内、1,225人内、1,233人内と変わり、58年1,237人内、59年1,242人内、61年1,239人内と微小の増減を示した後、62年1,251人内、63年1,270人内に増員した。国税査察官は50年の807人内が51年以降で810人内、835

人内、826人内、841人内、853人内、862人内、865人内、868人内、875人内、891人内、909人内、920人内、940人内と毎年のように増員を続けた。

沖縄国税事務所の分課は総務、直税、間税、徴収、調査査察の5課とし、次長1人を置いた50年の組織に、51年に会計課と税務相談室を加え、次長を2人とし、53年に直税課を所得税課と法人税課に改め、統括国税徴収官1人置き、57年に人事課と資料管理課を加え、58年に事務管理課を加えて資料管理課を資料調査課に替え、60年に統括国税調査官1人を加えた。

特別な職として50年に直税課に国税実査官11人内、間税課に同4人内、鑑定官2人内、徴収課に国税実査官2人内、国税徴収官5人内、調査査察課に国税調査官18人内、国税査察官5人内としたのを、51年に間税課の国税実査官を8人内、国税徴収官を8人内とし、52年に国税査察官を35人内に大幅増員をした後、53年には国税広報官1人置き、直税課の国税実査官を9人内、国税徴収官を7人内、国税調査官を17人内にそれぞれ減員したが、54年には所得税課、法人税課の国税実査官を10人内とし、57年に間税課の国税実査官を18人内に大きく引き上げ、58年には所得税課等のそれを15人内と増員した。60年には国税訟務官1人、国税調査官5人内を置くことにして、国税実査官を振り替えたので、国税実査官は15人を14人に、18人を13人に減じた。61年には国税調査官を12人内として国税実査官13人内を6人内に改めた。62年に国税訟務官を2人内に増した。

5 税務署の充実

税務署の機構を見るに先立って税務署数を示しておこう。50年に499であったのが53年に500、54年に502、57年に503、58年に504、59年に505、60年に506、61年に507、62年に508、63年に509と少しずつ増加した。この増加は東京国税局と関東信越国税局の管内に限られ、東京は71から79へ、関東信越は60から62へと増加して、それも東京周辺の地域に集中し、東京、神奈川、千葉、埼玉の都県で示された。

税務署の分課は総務課と特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官で構成され、これに副署長が加わって、50年の特別国税調査官は109人内、統括国税徴収官は711人内、統括国税調査官は2,643人内、副署長は349人内としたが、51年に新しく特別国税徴収官29人内が定められ、それは52年に111人内、53年に194人内と増員した後は伸びず、61年193人内、63年191人内と微減した。特別国税調査官は51年に364人内、52年798人内、53年1,338人内と急増した後、59年1,335人内、60年1,322人内、61年1,313人内、62年1,307人内、63年1,303人内と減員した。統括国税徴収官は51年741人内以降757人内、772人内、793人内、813人内、826人内、833人内、838人内と逐年増員したが、その後は変更がなかった。また統括国税調査官は毎年増員して、51年の2,826人内以降、2,955人内、3,053人内、3,213人内、3,343人内、3,420人内、3,460人内、3,497人内、3,534人内、3,554人内、3,589人内、3,619人内、3,646人内と変わり、50年以降で1,000人を越える増となった。副署長も毎年増員し、51年の364人内以降、376人内、385人内、398人内、413人内、425人内、433人内、442人内、447人内、454人内、460人内、466人内、472人内と変わった。

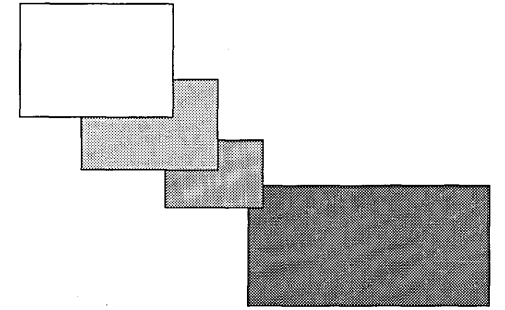
国税徴収官、国税調査官もかなり増員されている。その推移を示そう。国税徴収官は50年に3,486人内であったのが、51年以降、3,541人内、3,588人内、3,597人内、3,667人内、3,710人内、3,714人内、3,773人内と増加し、59年以降、3,790人内、3,743人内、3,746人内、3,744人内、3,800人内と微増を続けた。国税調査官は50年に1万5,966人内であったのが、51年以降、1万6,216人内、1万6,348人内、1万6,384人内、1万6,705人内、1万6,902人内、1万7,175人内、1万7,450人内、1万7,773人内、1万7,841人内、1万7,853人内、1万7,865人内、1万7,878人内、1万7,880人内と毎年増員して、1割を超える増加となった。

沖縄国税事務所の管轄区域の税務署の分課は、すでに示したように50年に三様の方式がとられたが、53年に総務課と統括国税徴収官、統括国税調査官とす

ることに改められ、57年には特別国税徴収官と特別国税調査官が加えられた。統括国税徴収官は53年に7人内としたが、56年に8人内、59年に9人内に改めた。統括国税調査官は53年に25人内としてから、59年28人内、60年29人内、62年30人内、63年31人内と漸増させた。特別国税徴収官は57年に1人置いて、それを61年に2人内とした。特別国税調査官は57年に3人内とし、62年に4人内、63年に5人内と増員した。また副署長を50年に2人内としたが、53年に3人内、57年に4人内と改めた。

国税徴収官は50年に5人内であったが、51年に13人内、52年に31人内と急増し、53年の34人内以降は56年に一時33人内としただけで、34人内を保持した。国税調査官は50年に12人内としたのを51年に52人内、52年に124人内と急増員し、53年の131人内からは横這い状態で、57年134人内、58年135人内と変わるに止まった。

なお税務署支署は50年以降札幌国税局の岩見沢税務署に夕張支署が引続いて置かれた。



戦後期主要統計